

林材業振興資金は、木材の生産及び流通を円滑にすることや効率的・安定的な林業経営を支援することを目的に、  
運転資金を低利で融資する制度資金です。



徳島県

# 林材業振興資金 ご案内



「素材生産のための  
立木買いをしたい!」



「機械導入を機に  
木材加工のための  
燃料費等を調達したい!」

様々な目的において  
利用することが可能です。

詳細は本パンフレットをご確認ください。



# 林材業振興資金のご案内〈概要〉

## 本資金のメリット

- ①通常よりも低利で融資を受けることができます。
- ②本資金とともに（独）農林漁業信用基金等の債務保証を利用する場合は、通常よりも保証料率が優遇されます。

※（独）農林漁業信用基金の林業信用保証（債務保証）について…

林業信用保証とは、融資機関から事業資金を借り入れる場合、（独）農林漁業信用基金が債務を保証することにより、円滑かつ有利に借入が出来るようお手伝いする制度です。

詳しくは（独）農林漁業信用基金のホームページ（右記QRコード）をご確認ください。



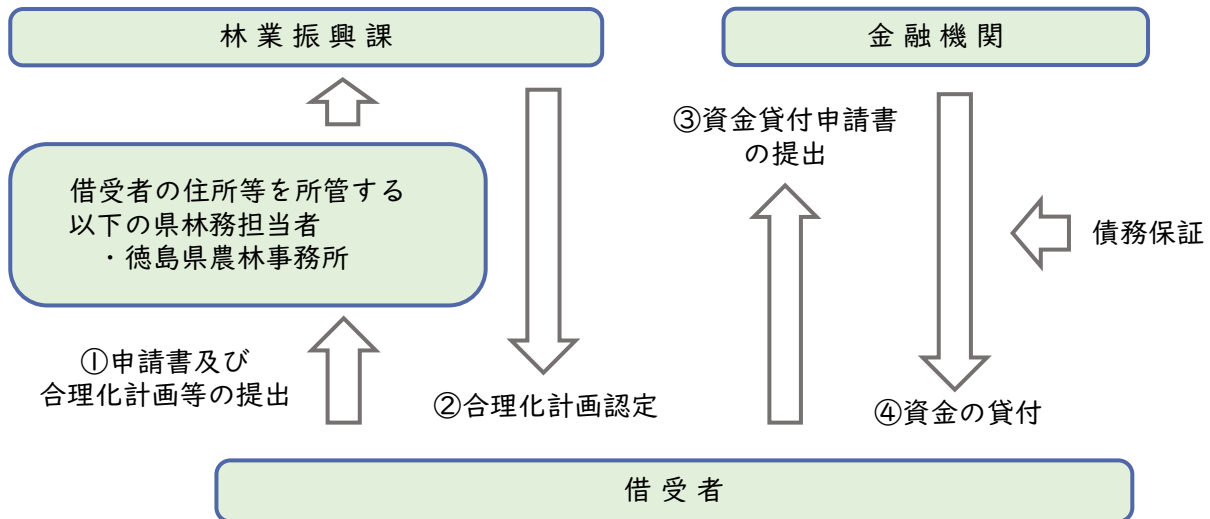
## 対象事業体

林業・木材関連事業者のうち素材生産または国産材の素材や製品の取引を行う会社や個人等。  
※借入するメニューによって貸付対象者の条件は異なります。

## 本資金を借りるためには

- ・木材の生産又は流通の合理化を図るための合理化計画（事業経営改善計画、構造改善計画）、木材安定供給確保事業計画又は林業経営改善計画を作成し、県知事の認定を受けることが必要です。
- ・県知事の認定の条件は、その計画の種類によりますが、本県で最も借入の多い資金メニューである「素材生産等促進資金」については、事業の経営改善の基本的方向が基本構想に即したものであり、その実施が確実と見込まれることのほか、所要資金の額及び調達方法が事業の経営改善を確実に遂行するために適切なものであること、従業員1人あたりの取扱規模が増大すると見込まれること等が条件です。

## 融資までの流れ



## 各計画に基づく資金メニューについて

- ・合理化計画（事業経営改善計画）に基づく資金として「素材生産等促進資金」「新規需要創出資金」
- ・合理化計画（構造改善計画）に基づく資金として「木材高度加工資金」
- ・木材安定供給確保事業計画に基づく資金として「木材安定供給資金」
- ・林業経営改善計画に基づく資金として「林業経営高度化推進資金」「伐採・造林一貫作業推進資金」

以上の資金メニューがあり、メニューごとに借り受けできる対象事業内容等が異なるため、それぞれに合致する計画を立てる必要があります。

詳しくは、2～3ページの一覧表を御確認ください。



# 林材業振興資金のご案内

## 資金メニュー 一覧表

### ● 合理化計画（事業経営改善計画）に基づく資金

資金名	資金内容	貸付対象者	貸付利率（年％以内）		償還期限 〈据置期間〉	貸付限度額
			保証なし	保証あり		
事業経営改善合理化資金	①素材生産を行うのに必要な資金 ②素材引取を行うのに必要な資金 ③木材製品の引取を行うのに必要な資金 ④素材等の加工を行うのに必要な資金  ※④については、①～③のいずれかの資金を借り受けようとする者に限る	▼森林組合、中小企業等協同組合等の組合もしくはその連合会  ▼森林所有者（左記①に限る）  ▼市場開設者（左記②、③に限る）  ▼林野庁長官が定める数人共同の事業者（※1）または単独事業者（※2）	▼選定経営体（※3） ▼木材の年間取扱量がおおむね10,000㎡以上の事業者	短期資金 1.55 長期資金 1.80	短期資金 1.15 長期資金 1.40	1億円 ＊特認 2億円 [素材の年平均生産量 10,000㎡以上] [素材の年平均引取量 15,000㎡以上] [木材製品の年平均引取量 20,000㎡以上] ＊特認 4億円 [素材の年平均生産量 15,000㎡以上、かつ、経営管理 実施権の設定を受けていること又は構想適合事業者であること] [素材の年平均引取量 30,000㎡以上] [木材製品の年平均引取量 40,000㎡以上] ＊特認 5億円 [素材及び木材製品の年平均引取量 50,000㎡以上]
			▼木材の年間取扱量がおおむね3,000㎡以上の事業者	短期資金 1.75 長期資金 2.25	短期資金 1.35 長期資金 1.85	
			▼上記以外	短期資金 1.85 長期資金 2.45	短期資金 1.45 長期資金 2.05	
新規需要創出資金	①素材引取を行うのに必要な資金 ②木材製品の引取を行うのに必要な資金 ③素材等の加工を行うのに必要な資金	▼木材の製造に係る事業者であって、木材の新規需要の創出に資する木材製品（※4）の生産を行う者	短期資金 1.55 長期資金 1.80	短期資金 1.15 長期資金 1.40	1億円	

### ● 合理化計画（構造改善計画）に基づく資金

資金名	資金内容	貸付対象者	貸付利率（年％以内）		償還期限 〈据置期間〉	貸付限度額
			保証なし	保証あり		
木材高度加工資金	①木材の加工を行うのに必要な資金 ②素材生産を行うのに必要な資金 ③素材又は木材製品の引取及び素材もしくは木材製品の加工を行うのに必要な資金  (②、③は長期かつ安定的な供給・引取に関する契約、協定等に基づき①の資金を借り受けようとする者に原材料となる素材又は木材製品の供給を行うのに必要な資金に限る)	▼一定の施設又は設備（※5）を導入している木材の加工を行う事業者であって、素材又は木材製品の年間取扱量がおおむね3,000㎡以上の者  ▼合併等により新たに設立された素材等の加工を行う事業者であって、素材又は木材製品の年間取扱量がおおむね5,000㎡以上の者  ▼木材JAS製品、乾燥材等の高度加工を行う者  ▼長期かつ安定的な供給・引取に関する契約に、協定等に基づき左記①の資金を借り受けようとする者に原材料となる素材又は木材製品の供給を行う者	短期資金 1.55 長期資金 1.80	短期資金 1.15 長期資金 1.40	短期資金 1年以内 ＜－＞ 長期資金 5年以内 ＜1年＞	1億円 ＊特認 2億円 [JAS材の製造を行う者]

### ● 木材安定供給確保事業計画に基づく資金

資金名	資金内容	貸付対象者	貸付利率（年％以内）		償還期限 〈据置期間〉	貸付限度額
			保証なし	保証あり		
木材安定供給資金	①素材生産を行うのに必要な資金 ②素材の引取及び素材等の加工を行うのに必要な資金 ③素材又は木製品の引取及び木材の流通に係るコーディネートを行うのに必要な資金 ④素材又は木材製品の輸送を行うのに必要な資金 ⑤木材製品利用事業を行うのに必要な資金	▼森林所有者、森林組合、森林組合連合会、素材生産業を営む者又はその組織する団体（左記①、③に限る）  ▼木材利用事業者等（左記②、③の資金に限る）  ▼木材卸売業を営む者、木材市場を開設する者またはその組織する団体（左記③の資金に限る）  ▼木材の輸送を業として行う者（左記③、④に限る）  ▼木材製品利用事業者等（左記③、⑤に限る）	短期資金 1.55 長期資金 1.80	短期資金 1.15 長期資金 1.40	短期資金 1年以内 ＜－＞ 長期資金 5年以内 ＜1年＞	3億円 ＊特認 4億円 [協定等に基づく素材または木材製品の販売価格が、協定等締結時から5%以上低下しており、かつ、当面の間、当該価格が協定等締結時の価格まで回復しないと見込まれる場合にあっても、借受者の償還が適切に行われると認められること]

# 林業振興資金のご案内

## ● 林業経営改善計画に基づく資金

資金名	資金内容	貸付対象者	貸付利率(年%以内)		償還期限 (据置期間)	貸付限度額
			保証なし	保証あり		
林業経営改善資金	林業経営高度化推進資金 ①造林に必要な資金 ②素材生産を請け負わせるのに必要な資金	▼林業を営むもの ▼効率的かつ安定的な林業経営を担い得る林業事業者又は知事が認定した中核組合(左記②の資金に限る)	短期資金 1.85 長期資金 2.45	短期資金 1.45 長期資金 2.05	短期資金 1年以内 <->	1億5千万円 *特認 4億円 [造林の年間施業面積 500ha以上]
	伐採・造林一貫作業推進資金 ①素材生産を行うのに必要な資金 ②造林を行うのに必要な資金(素材生産及び造林を一貫的に行うのに必要な資金に限る)	▼森林所有者 ▼森林組合 ▼森林組合連合会 ▼素材生産業を営む者またはその組織する団体	▼選定経営体(※3) ▼上記以外の者	短期資金 1.55 長期資金 1.80 短期資金 1.75 長期資金 2.25	短期資金 1.15 長期資金 1.40 短期資金 1.35 長期資金 1.85	長期資金 5年以内 <1年>

(独)農林漁業信用基金等が行う債務保証を利用した場合は〈保証あり〉の利率が適用になります。

※1「数人共同の事業体」とは、おおむね4人以上の者をもって構成する同一の目的を有する組織体であり、目的、名称、代表者等に関する定めを備えているものをいいます。ただし、次のいずれかの者については、2人以上で数人共同の事業体としています。

- ①素材生産等促進資金を借り受けようとする者(木材の年間取扱量がおおむね3,000㎡以上の者または間伐等に係る素材生産または間伐材等の素材もしくはこれらに係る製品の引取の事業を計画する者に限る。)
- ②新規需要創出資金を借り受けようとする者
- ③JAS認証を受けた木材製造業を営む者又は1年以内に当該認証を受けることが確実に見込まれる者

※2「単独事業体」とは、次のいずれかに該当する者をいいます。

- ①木材の年間取扱量がおおむね3,000㎡以上の事業体(素材生産等促進資金を借り受けようとする森林所有者、素材生産業を営む者、木材製造業を営む者又はその組織する団体にあつては、木材の年間取扱量がおおむね1,500㎡以上又は1,000㎡以上でかつ間伐材等の年間取扱量が木材の年間取扱量のおおむね5割以上の者で、合理化計画の期間内に木材の年間取扱量が増加するよう計画し、その達成が確実に見込まれる事業体)
- ②新製品の開発等により木材の需要の拡大に努めている事業体
- ③JAS認証(製材の日本農林規格のうち構造用製材に係るものに限る)を受けた木材製造業を営む者

※3「選定経営体」とは、林野庁長官が別に定めるところにより知事が選定した林業経営体をいい、徳島県においては、育成経営体及びクール林業経営体がこれに当たります。

※4「木材の新規需要の創出に資する木材製品」とは、製材、合板、集成材、単板積層材、防腐処理材、防虫処理剤、耐火処理材、直行集成材、木質チップ、木質ペレット、その他林野庁長官が承認した製品であつて、非住宅分野における木材需要の開拓、地域材の利用が低位な部材における地域材利用の拡大又は木質バイオマス利用の拡大に資すると認められるものに限りま。

※5「一定の施設又は設備」とは、集成材製造施設、人工乾燥施設、薬剤処理施設、プレカット加工施設、廃木材破碎・再生処理施設、製材用省力化設備、合板用省力化設備、木製組立材料製造用省力化設備、合板用原材料として広葉樹から針葉樹への原料転換を図るための機械設備をいいます。

まずはお近くの金融機関又は県担当者(各農林事務所)までご相談ください

- 取扱い金融機関  
株式会社阿波銀行  
株式会社徳島大正銀行  
株式会社四国銀行  
農林中央金庫高松支店  
株式会社商工組合中央金庫徳島支店

- 徳島農林事務所 林業振興担当 088-626-8583
- 吉野川農林事務所 林務担当 0883-26-3792
- 美馬農林事務所 林業振興担当 0883-53-2294
- 三好農林事務所 林業振興担当 0883-76-0674
- 美波農林事務所 林務担当 0884-74-7482
- 阿南農林事務所 那賀支所  
林業振興担当 0884-62-3371

- 林業振興課 木材需要・生産拡大室  
木材需要担当 088-621-2487



県の合理化計画等作成と並行して借入れをしようとする金融機関へ融資について相談されることをおすすめします。